

※必ずご確認ください。

【重要】令和8年度 児童クラブの入所申し込みをされた皆様へ

1 入所決定通知書

2月下旬頃発送予定です。児童クラブ在籍中の方は児童クラブを通じて配付します。

2 入所説明会

＜参加対象者について＞

- ・昨年は児童クラブを初めて利用される保護者のみ参加を依頼しておりましたが、今回は次年度以降の委託業者が変更となるため、**全学年の保護者を対象に行う可能性があります。**

※2月下旬に説明会の案内文書を決定通知書に同封して送付しますので、ご確認をお願いします。なお、児童台帳の用紙も同封しますので、説明会の時に提出をお願いします。

＜日時について＞

- ・日時は下記の18時開始を予定しておりますが、出席できない場合は、決定通知が届き次第、同封している児童台帳を記入して児童クラブに提出し、説明会に出席できない旨を伝えてください。

日程	2月26日 (木)	27日 (金)	3月3日 (火)	4日 (水)	5日 (木)	6日 (金)	9日 (月)	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)
児童クラブ名	飯塚 内野	鯰田 穂波東	飯塚鎮西	穎田 椋本	二瀬 伊岐須 高田	菰田 飯冢東	片島 幸袋	立岩	庄内 大分	若菜 上穂波

＜保険代について＞

- ・スポーツ安全保険料(児童1人につき800円)のお支払いが必要です。
- ・昨年は説明会当日もしくは別日に児童クラブにて現金でお支払いいただきましたが、
今回は支払方法が変更となる可能性があります。

※こちらも2月下旬に保険料支払いについての文書を決定通知書に同封して送付しますので、ご確認をお願いします。

3 退所する場合

- ・家に児童を保護する人がいるようになった等の理由で、申請していた期間より早く利用を終了する場合、月末までに退所届の提出が必要です。退所届はオンライン申請もしくは市役所や児童クラブで書面での申請が可能です。

※提出されていない場合、児童クラブを利用していない月であっても利用料が発生しますので、必ず月末までにご提出をお願いします。

4 利用料の減免申請について(該当者のみ)

下記の対象者は減免の対象となりますので、申請がお済みでない場合は早めに申請をお願いします。

※入所日の翌日以降に減免申請された場合、減免適用開始が申請日の翌月以降となりますのでご注意ください。

- ①生活保護(全額減免)
- ②令和7年度非課税世帯(半額減免)
- ③ひとり親家庭等(半額減免)
- ④災害により著しい被害を受けた世帯(半額または25%減免)

※兄弟姉妹同時入所の場合、2子目以降は減免となります。個別の減免申請は不要となります。

5 児童クラブ連絡先電話番号

飯塚地区		穂波地区	筑穂・庄内・穂田
二瀬 22-2122	飯塚 22-4569	棕本 25-6133	内野 72-0177
伊岐須 22-6282	鯰田 29-1892	穂波東 21-3195	大分 72-4199
立岩 22-1525	菰田 25-6482	高田 25-2679	上穂波 72-3024
幸袋 22-1933	片島 29-0928	若菜 29-7399	庄内 82-3077
飯塚東 22-0079	飯塚鎮西 28-5216		穂田 92-6472